

バイオディーゼル燃料 品質確認制度実施要領

平成23年7月1日

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会

目 次

1	目的	1
2	品質確認制度の概要	1
3	品質分析を依頼する分析機関の公募、選定及び決定	1
4	品質分析の実施	2
5	技術委員会における品質分析結果の診断と協議会講評の作成	3
6	品質分析結果報告書及び協議会講評の送付 並びに品質規格基準適合証の交付	3
7	品質規格基準適合証交付後の対応	4
8	品質確認制度における留意事項	4
9	品質分析結果報告書及び協議会講評を踏まえた技術指導	4
様式 1	バイオディーゼル燃料品質分析機関選考応募用紙	6
様式 2	バイオディーゼル燃料品質分析依頼書	7
様式 3	協議会規格基準適合証	8
様式 4	協議会モニタリング規格基準適合証	9

1 目的

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会(以下、「協議会」という。)では、バイオディーゼル燃料の品質確保・向上及び適正使用の観点から、「バイオディーゼル燃料製造・利用に係るガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定した。

しかしながら、ガイドラインで定めた事項はあくまで指針であるため、ガイドラインに即した製造・利用の推進が図られる仕組みが必要である。

このため、「品質確認制度」を導入し、会員がガイドラインに即した製造を推進することによりバイオディーゼル燃料の品質の確保・向上を図り、もってバイオディーゼル燃料の製造・利用の取組を推進することを目的とする。

2 品質確認制度の概要

品質確認制度は、協議会において複数の試料を取りまとめて、品質分析機関(以下、「分析機関」という。)に品質分析を依頼することにより、会員が個別に品質分析を依頼する場合よりも安価で品質分析ができ、また、協議会として「協議会規格」又は「協議会モニタリング規格」との適合状況を診断した上で、「品質規格基準適合証」の交付、「協議会講評」の作成を行い、分析機関が作成した品質分析結果報告書と併せて品質分析を依頼した会員に還元する制度である。

なお、品質分析を依頼した会員からの求めに応じ、その後の技術指導等のフォローアップについても行うこととする。

3 品質分析を依頼する分析機関の公募、選定及び決定

品質分析を依頼する分析機関の公募は協議会事務局(以下、「事務局」という。)が行う。

品質分析を依頼する分析機関候補の選定は技術委員会が行う。

品質分析を依頼する分析機関の決定は、協議会幹事会(以下、「幹事会」という。)が行う。

なお、分析機関は、原則として年度毎に協議会会員の中から選定することとし、毎年3月末までに、翌年度に依頼する分析機関を選定する。

具体的には、以下のとおりとする。

(1) 品質分析を依頼する分析機関の公募

ア 事務局は、通常毎年2月末までに、会員へ電子メールにてバイオディーゼル燃料の品質分析機関の募集を通知する。

イ 品質分析の実施を希望する会員(分析機関)は、通知された期日までにメール又はファックスにて様式 - 1 「バイオディーゼル燃料品質分析機関選考応募用紙」(以下、「様式 1」という。)に所定の事項を記入の上、事務局に提出する。

(2) 品質分析を依頼する分析機関候補の選定

ア 事務局は、(1) のイにより提出された様式 - 1 を技術委員会に提出する。

イ 技術委員会は、アにより提出された様式 1 について、以下の「分析機関の選定要件」等に基づき審査を行い、品質分析を依頼する分析機関候補を選定する。

【分析機関の選定要件】

分析方法が適切であること

バイオディーゼル燃料の分析経験が豊富であること

(回数・試料数・分析項目数)

1 試料当たりの価格がより低価格であること

分析期間がより短期間であること

ウ 技術委員会はイにより選定した結果について、幹事会に提出する。

(3) 品質分析を依頼する分析機関の決定

ア 幹事会は(2) のウにより提出された「品質分析を依頼する分析機関候補」について、適当であるかどうか検討を行い、適当である場合は、その旨を技術委員会に通知する。

イ アにより通知を受けた技術委員会は(1)により応募した会員(分析機関)に対し、その結果を電話及び文書にて通知する。

(4) 分析経費の決定

幹事会は、品質分析を依頼する分析機関の決定に併せて、分析経費についても決定するものとする。

4 品質分析の実施

(1) 品質分析条件の提示

事務局は、品質分析を実施予定日の前までに、品質分析時期、最低試料数、分析経費、試料量及び使用容器、試料提出日等を電子メール又はファックス

にて会員に提示する。

(2) 品質分析の申し込み

品質分析を希望する会員は、様式 2「バイオディーゼル燃料品質分析依頼票」(以下、「様式 - 2」という。)に所要の事項を記入し、定められた期日までに事務局にメール又はファックスにて提出する。

(3) 品質分析の実施通知

事務局は、最低試料数の確保など、品質分析条件が整ったことをもって、品質分析を申し込んだ会員に対し品質分析の実施を通知する。なお、品質分析条件における最低試料数が集まらない場合は品質分析を休止することもある。

(4) 試料等の提出

(3)により通知を受けた会員(以下、「品質分析実施会員」という。)は、事務局が指示した期日までに、試料を指定分析機関に直接送付する。

(5) 品質分析結果報告書の技術委員会への提出

事務局は、分析終了後に分析機関から試料毎の「品質分析結果報告書」を受け取り、これを技術委員会に提出する。

5 技術委員会における品質分析結果の診断と協議会講評の作成

技術委員会は、事務局から提出された、試料毎の品質分析結果報告書を基に品質の「協議会規格基準」又は「協議会モニタリング規格基準」への適合状況について診断を行うとともに、この診断結果と様式 - 2 を基に技術的な所見を記載した「協議会講評」を作成し、事務局に通知する。

なお、技術委員会は、診断に当たって更に情報が必要な場合には、品質分析会員に情報提供を求めることとする。

6 品質分析結果報告書及び協議会講評の送付並びに品質規格基準適合証の交付

(1) 品質分析結果報告書及び協議会講評の送付

事務局は、分析機関が作成した「品質分析結果報告書」及び5により技術委員会が作成した「協議会講評」を品質分析実施会員に送付する。

(2) 品質規格基準適合証の交付

事務局は、5において技術委員会が診断した結果、「協議会規格基準」に適合している場合には「協議会規格基準適合証」(様式 3)を、「協議会モニタリング規格基準」に適合している場合には、「協議会モニタリング規格基準適合証」(様式 4)を、品質分析実施会員に交付(送付)する。

7 品質規格基準適合証交付後の対応

(1) 協議会ホームページへの掲載

「品質規格基準適合証」は、協議会ガイドラインで定める「品質規格基準」又は「協議会モニタリング規格基準」に適合していることを示すものである。

このため、「品質規格基準適合証」が交付された会員(事業者)については、特段の事情がない限り、分析した燃料を製造した日から一定の期間、協議会ホームページに会員(事業者)名とその後の品質分析状況を掲載する。

(2) ガイドラインの遵守と定期的な品質分析の実施

「品質規格基準適合証」が交付された会員(事業者)においては、本協議会の社会的信頼を確保する観点から、ガイドラインで定められたその他の事についても遵守するものとし、可能な限り継続して「協議会モニタリング規格」の品質分析を実施されたい。

8 品質確認制度における留意事項

本品質確認制度において交付した「品質規格基準適合証」は、あくまで本協議会における「協議会規格基準」又は「協議会モニタリング規格基準」を満たしていることを示すものであり、車両不具合等のトラブルについて保証するものでない。

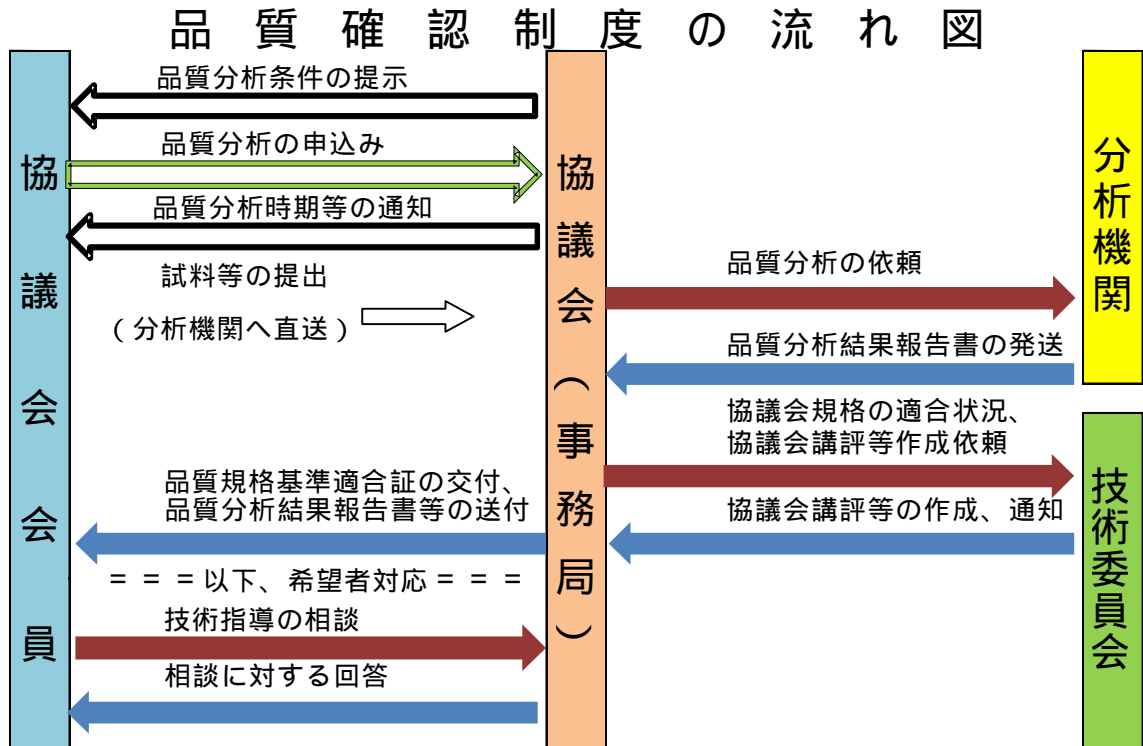
9 品質分析結果報告書及び協議会講評を踏まえた技術指導

(1) 品質分析結果報告書及び協議会講評を踏まえ、協議会に対し、技術的な指導を求める品質分析実施会員は、質問事項等をメール又はファックスにて協議会の「相談室」に提出する。

(2) 事務局は提出された質問等について、技術委員会等に提出する。

(3) 技術委員会等は品質分析実施会員から提出された質問等に対し、事務局を通じて対応する。

【参考図】



様式 - 1		バイオディーゼル燃料品質分析機関選考応募用紙			
応募者	団体名:			提出日:	年 月 日
	住所	〒:			
	担当者	所属:		氏名:	印
	電話番号:			ファックス番号:	
	電子メール:				
	分析項目	分析方法	項目別単価		
	脂肪酸メチルエステル含量				
	密度(15)				
	動粘度(40)				
	流動点				
	目詰点(CFPP)				
	引火点(PMCC)				
	硫黄分				
	残留炭素(10%残油)				
	セタン価				
	硫酸灰分				
	水分				
	固形不純物				
	銅板腐食 3hrs@50				
	酸価				
	酸化安定度(110)				
	ヨウ素価				
	リノレン酸ME				
	メタノール				
	モノグリセリド				
	ジグリセリド				
	トリグリセリド				
	遊離グリセリン				
	全グリセリン				
	金属(Na + K)				
	金属(Ca + Mg)				
	リン				
	試料の扱いについて				
	・提出量				
	・提出容器(指定の有無等)				
	・分析所用日数				
	・その他条件				
	これまでの実績				
	・分析回数				
	・その他事項				

試料数	試料数別単価表		
	全項目	5項目	
1			
~			
~			
~			
個以上			

その他特記事項

様式 2

バイオディーゼル燃料品質分析依頼票

申込者	団体名				申込日:	年	月	日	
	住所								
	担当者	所属:			氏名:		印		
	電話番号:	ファックス番号:		電子メール:					
分析項目	()全26項目 ()モニタリング(5項目) その他								
バイオディーゼル燃料製造に関して									
燃料製造者									
製造機器	メーカー:	型式:		能力: リットル/日					
製造方法	()アルカリ触媒法(湿式洗浄)		()アルカリ触媒法(乾式)		その他< >				
製造運転条件	原料	()廃食用油(家庭系)		()廃食用油(事業系)					
		()廃食用油(その他/施設等)		・その他< >					
	原料受入	受入後の前処理作業条件:							
	反応条件	触媒投入比率:			アルカリ投入比率:				
		その他(助剤等):							
		反応条件:	X	分(二回目:) 攪拌条件:				
	副生成物	グリセリン分離条件:							
	精製条件	湿式	洗浄回数:	洗浄水量:		(二回目:)			
		乾式	ろ材:		遠心分離性能:				
	水分除去	条件:							
不純物除去									
排水処理									
添加剤									
製造経験	年 月製造開始								
製造量	/								
製品利用に関して									
・利用先									
・利用状況									
・利用先との連携									
・その他									
課題の有無									
・これまで(解決済)									
・これまで(継続)									
・今後									

協議会規格基準適合証

殿

全国バイオディーゼル燃料推進協議会
会長 門川大作

バイオディーゼル燃料品質確認制度実施要領6の2の規程に基づき、バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドラインに定められたバイオディーゼル燃料の品質規格のうち、「協議会規格」に掲げる基準に適合していることを証します。

製 造 所	
製 造 年 月 日	
品 質 分 析 依 頼 年 月 日	
分 析 機 関	
適 合 証 交 付 年 月 日	
適 合 証 交 付 番 号	

協議会モニタリング規格基準適合証

殿

全国バイオディーゼル燃料推進協議会
会長 門川大作

バイオディーゼル燃料品質確認制度実施要領6の2の規程に基づき、バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドラインに定められたバイオディーゼル燃料の品質規格のうち、「協議会モニタリング規格」に掲げる基準に適合していることを証します。

製 造 所	
製 造 年 月 日	
品 質 分 析 依 頼 年 月 日	
分 析 機 関	
適 合 証 交 付 年 月 日	
適 合 証 交 付 番 号	